

令和8年度建設分野技能実習制度に関する事業協議会

日時：令和8年6月11日（木）16:00～17:30

開催方法：オンライン

1. 議題

- (1) 外国人技能実習制度の現状
- (2) 技能実習制度における建設分野の取組
- (3) 育成就労制度の概要

2. 議事内容

- (1) 各資料について、外国人技能実習機構、出入国在留管理庁、厚生労働省、国土交通省、一般社団法人建設技能人材機構より説明。
- (2) 説明後の出席者からの主な意見及び質疑応答は以下の通り。

〈一般社団法人建設技能人材機構（JAC）の支援メニューの対象範囲について〉

○無料母国語安全衛生教育や無料日本語講座について、技能実習生のみを雇用している企業でも受講可能か。また、2号特定技能外国人しか在籍していない企業でも対象となるのか教えていただきたい。

→（一般社団法人建設技能人材機構より回答）

・JACは1号特定技能外国人の受入れ企業からの負担金により運営している。このため、現時点では特定技能1号の外国人を雇用している企業に限定してサービス提供を行っている。本日説明した無料母国語安全衛生教育や無料日本語講座については、その企業に在籍する技能実習生についても対象としているが、特定技能1号の外国人が在籍していない企業は対象外としている。

○特定技能1号から2号へ移行し、特定技能2号の外国人のみが在籍している企業の場合、この支援メニューの対象となるのか教えていただきたい。2号に移行するまでは、受入負担金を支払っていたのだから、対象とするべきではないか。

→（一般社団法人建設技能人材機構より回答）

・支援対象は特定技能1号の外国人が在籍する企業に限定しているため、特定技能2号の外国人のみが在籍している企業は対象外となっている。

〈育成就労制度における対象職種の取扱いについて〉

○育成就労制度へ移行した場合、対象職種は技能実習制度と同様のものとなるのか、それとも変更されるのか教えていただきたい。特に、技能実習では対象外となっている造園職種がどのように扱われるのか関心がある。

→（国土交通省より回答）

・技能実習制度において移行対象職種となっている職種については、育成就労制度においても対象となる見込みである。なお、育成就労制度の主たる技能として追加すべき職種については、必要に応じて順次追加していく予定である。

・造園職種については関係団体から既に相談を受けており、引き続き関係団体と連携しながら検討を進める予定である。

〈運用要領の公表状況（建設分野）について〉

○育成就労制度において、分野共通の運用要領は既に公表されている一方、建設分野の運用要領は未公表となっている。今後新たに策定される予定があるのか教えていただきたい。

→（出入国在留管理庁より回答）

- ・分野共通の運用要領については既に作成・公表済みであるところ、分野別の運用要領については、作成が完了した分野から順次公表していく予定である。
- ・現時点で公表されている分野は工業製品製造業のみであり、建設分野については未公表である。今後、分野所管省庁や厚生労働省等と調整を行いながら、順次作成・公表を進めていく予定である。